

# 介護保険サービス

高齢者の在宅生活を支えるために



介護が必要な状態になっても「できる限り住み慣れた家で暮らしたい」と願う人も多いと思います。住まいの環境を整備(住宅改修)することや入浴や排せつなどに用いる福祉用具を使用することによって、不便さや不自由さが解消されると、今まで「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善することもあります。

住宅改修費は要介護・要支援認定を受けられた人が自宅でより自立した生活を送れるよう手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行ったとき、一人当たり20万円を上限に、福祉用具の購入も同じく認定を受けられた人について各年度10万円を上限に、それぞれ支給対象となる費用の9割(一定以上所得のある人は8割)を支給するサービスです。

## ■住宅改修費の支給対象となる住宅改修

種類	内容の例
①手すりの取り付け	廊下、階段、便所、浴室、玄関など
②段差の解消	廊下、便所などの各室間の床の段差の解消、玄関から道路までの通路などの段差または傾斜の解消
③すべり防止のための床や通路面の材料の変更	畳から板製床材・ビニール系床材などへの変更、浴室をすべりにくい床材への変更、通路をすべりにくい舗装材への変更
④引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え、ドアノブの変更など
⑤洋式便座などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器などへ取り替え
⑥その他①から⑤の改修に伴って必要となる工事	手すりの取り付けのための壁の下地補強、便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化に係る工事は除く)など

上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。改修できる住宅は介護保険証の住所地に限ります。

■福祉用具購入費支給対象となる福祉用具

腰掛便器、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分など

■自己負担分の支払いについて

住宅改修や福祉用具の購入にかかった費用を本人が事業者に全額支払い、後で洞爺湖町から支給対象額の9割または8割が本人に支払われる償還払いと、かかった費用を本人が事業所に1割または2割を支払い、残りの9割または8割を本人の委任に基づき、洞爺湖町から事業所に支払う受領委任払いがあります。

■住宅改修は事前申請が必要です

支給を受ける場合、住宅改修の工事をする前に「理由書・見積書・見取り図・写真など」の必要書類を添付して役場に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

また、福祉用具は購入後に「支給申請書・領収書・購入品カタログの写し」が必要となります。詳しくは、担

## 介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?

介護認定を受け、介護保険サービスを利用する人などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、在宅や施設での適切なサービスが受けられるように、ケアプラン(介護サービス計画)を立てたり、関係機関との連絡調整などを行います。



当の介護支援専門員(ケアマネジャー)または健康福祉課介護保険グループ、地域包括支援センターに問合せください。

■問合せ 健康福祉課介護保

険グループ(☎74-3001)

／地域包括支援センターへ健

康福祉センターさわやか内V

(☎76-4822)